収 入 和 紙

課 長	係 長	係

(委託契約)

							請	基					書				
東久留米市長			殿										令和	年	月	日	
			,,,,						住	所							
										(法人	:名 、の場合に	I					
										<u> 名</u>	が及び代表	者名					即 ———
委	託	件	名														
委	託	場	所														
契	約	金	額	¥	¥ うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥												
契	約但	呆 証	金	免	除												
委	託	期	間	令和	Π	年	月	日	~	令和	年	月	目				
		<i>t</i>	件	当該	亥月扌	7 ·	業務	完了-	一括打	77							
支	払	条		当該	亥業系	务完了	後発注	者がi	適法 /	な支払記	青求書を	受理し	た目か	ら起算して	(30 目.	以内と	する。
支	払遅	延利	亅息	政府彗	契約の	の支払	遅延防	止等に	こ関う	する法律	聿(昭和	1 24 年注	法律第 2	256 号)の	定める	ところ	による。

上記の業務をお請けするについては、次の事項に従い、誠実に履行いたします。

- 1 委託期間内に本業務の完了を厳守すること。
- 2 業務を完了したときは、貴職(検査員等)の検査に合格しなければならないこと。
- 3 業務の施行に関しては、別紙仕様書、図面及び内訳書(以下「仕様書等」という。)に基づくこと。
- 4 業務について仕様書等に明示されていない事項であっても、業務の性質上当然必要なものは、貴職の指示に従い自己の 負担で施行すること。
- 5 業務の施行が仕様書等に適合しない場合において、貴職から仕様書等に基づく補修の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、委託代金の増額又は委託期間の延長の請求はできないこと。
- 6 この契約の施行に際し知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。
- 7 次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除されても異議がないこと。
 - (1) 9及び10以外の理由により、委託期間内に本業務が完了できないとき。
 - (2) 完全に契約を履行することができる見込みがないとき。
- 8 7に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を支払うこと。
- 9 天災事変その他受託人の責に帰することができない理由によって、委託期間までに完了の見込みがなく、これを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、期間内に貴職に委託期間の延長等について届け出ること。この場合において、その理由が貴職において正当と認められないときは、10 に定める遅延違約金を支払うこと。
- 10 9以外の理由によって、委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明らかにして、期間内に届け出ること。この場合において、期間後に完了する見込みがあるときは、延長すべき期間を明らかにして貴職の承諾を受け、遅延違約金(履行期限の翌日から起算して遅延日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に基づき、財務大臣が定める率(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。)を乗じて得た額(100円未満は切捨てる。))を支払い、業務を完了させること。